

令和7年度第1回印西クリーンセンター環境委員会

会 議 録

- 1 期 日 令和7年6月28日(土) 午前10時から12時まで
 2 場 所 印西地区環境整備事業組合3階大会議室
 3 委員出欠状況

☆甲(9名中 9名出席)

- | | | | |
|----------------|---------|---------------|---------|
| 1 組 合 事務局長 | 大 野 徳 強 | 6 次期施設推進室室長 | 国 友 栄 一 |
| 2 組 合 庶務課長 | 久 古 耕 平 | 7 印西市クリーン推進課長 | 伊 藤 康 之 |
| 3 印西CC 工場長 | 宮 本 純 一 | 8 白井市環境課長 | 鈴 木 陽 介 |
| 4 印西CC 業務班 副主幹 | 鈴 川 昭 夫 | 9 栄町経済環境課長 | 猪 瀬 泰 志 |
| 5 印西CC 施設班 主査 | 赤 城 英 之 | | |

☆乙(24名中 22名出席)

- | | | | |
|---------------|---------|----------------------|---------|
| 1 小倉町内会 | ○欠席 | 15 小倉台7b`ツク21自治会 | 不在 |
| 2 牧の木戸一丁目自治会 | 木 曾 修 | 16 ファーストスクエア小倉台団地自治会 | 篠 田 真一郎 |
| 3 木刈三丁目町内会 | 那 須 三 雄 | 17 セントスクエア小倉台団地自治会 | 不在 |
| 4 木刈四丁目自治会 | 稲 熊 理 志 | 18 サードスクエア小倉台団地自治会 | 岡 畑 誠 治 |
| 5 木刈五丁目自治会 | ●出席 | 19 原山西町内会 | 不在 |
| 6 内野町内会 | 不在 | 20 木刈一丁目町内会 | 今 井 治 |
| 7 内野西団地自治会 | 渡 辺 統 之 | 21 ネオックス自治会 | 大 木 清一郎 |
| 8 内野東団地自治会 | 早 川 憲 彦 | 22 高花二丁目北自治会 | 柴 田 久美子 |
| 9 内野中央団地自治会 | 三 輪 世紀子 | 23 桜台4番街自治会 | ●出席 |
| 10 内野南第二団地町内会 | 竹之内 徳 子 | 24 桜台6番街団地自治会 | 中 根 徹 |
| 11 原山レジデンス自治会 | 松 本 里 枝 | 25 ガーデンハウス木刈自治会 | 大 野 喜代美 |
| 12 原山町内会 | 原 澤 良 知 | 26 大塚三丁目町内会 | 野 中 泰 史 |
| 13 高花一丁目自治会 | ○欠席 | 27 コロネード原山町内会 | 江 頭 正 幸 |
| 14 高花四丁目町内会 | 岩 井 邦 夫 | 28 原山花の丘自治会 | 鑰 山 統 |

※氏名は、同意書で同意を頂いた方のみ掲載しています。

☆傍聴者 なし ☆事務局 2名

会議次第

- 1 開 会
- 2 事務局長あいさつ
- 3 組合職員、関係市町職員の紹介

- 4 議長選出（乙側委員）
- 5 議事録署名人の選出
- 6 議 事
 - （１）印西クリーンセンター操業状況について
 - （２）白煙防止装置の運用停止の継続について
 - （３）次期中間処理施設整備事業の進捗状況についての報告
 - （４）自治会からの質問事項の回答について
- 7 その他
- 8 閉 会

配布資料

- ・令和７年度第１回印西クリーンセンター環境委員会 次第、委員名簿、席次表
- ・報告事項 操業状況及び公害防止協定等に基づく環境測定結果について
- ・搬入車両数と搬出車両数について・・・・・・・・・・・・・・・・（資料１）
- ・印西クリーンセンター放射性物質に関する報告について・・・・・・・・（資料２）
- ・白煙防止装置の運用停止の継続について・・・・・・・・・・・・（資料３）
- ・次期中間処理施設整備事業の進捗状況について・・・・・・・・・・・・（資料４）
- ・自治会側から事前に提出された資料（写）について・・・・・・・・（資料５）
- ・自治会側からの質問事項に対する回答書について・・・・・・・・（資料６）

●事務局からの報告事項

隣接市である八千代市清掃センターの施設故障により６月１６日から３０日までの予定で３６０トンの可燃ごみの受け入れを実施していますので報告します。

【質疑応答】

〔議 長〕	説明が終わりました。質疑はございますか。自治会名、名前を述べてからお願いします。
〔乙委員〕	冒頭の部分で、八千代市からごみを受け入れているという説明がありましたが、協定書の中での記載については、確認されましたでしょうか。
〔甲委員〕	協定書の４条のほうに記載がございます。
〔乙委員〕	そこに書いてある条項は、全て確認しましたか。
〔甲委員〕	自治会側代表者の早川さんに連絡させていただき、今回の委員会の冒頭で説明させていただくということで確認はしております。
〔議 長〕	協定書の４条を簡単に説明してもらえますか。
〔甲委員〕	印西クリーンセンターの操業及び公害防止に関する協定書の４条です。 ごみの焼却対象地域及びごみの種類ということで、第４条、焼却対象ごみは、組合を設置する団体の区域内から収集又は搬入した一般廃棄物とする。やむなく他地区から搬入せざるを得ないときは、あらかじめ委員会に報告し、協議するものとする。ということでございます。
〔議 長〕	委員会への報告ですが、６月１５日、住民側の委員会があるときまでに、この報告がなされていなかったもので、今日この委員会で報告というこ

	とになります。15日の住民側の委員会の時に分かっていませんでしたので私の方からは申し上げられませんでした。よろしいですか。
〔乙委員〕	6月の何日から何日までの間に、どのぐらいの量を搬入するかという内容です。搬入期間と搬入量になりますが、もう一度ゆっくり話してください。紙に書いてあればいいのですが、日々の量なども全くわからないので、お願いします。
〔甲委員〕	6月16日から30日まで、360tを予定しています。
〔乙委員〕	日々、どの位の量になるか。
〔甲委員〕	25日までで、270tほど受け入れています。
〔議長〕	360tのうち270tは既に入っているのですね。よろしいですか。
〔乙委員〕	協定書には、あらかじめ委員会に報告し協議するものとする」と記載されているので、それをちゃんと協議するべきだと思うのですが。そのところは端折っているわけですよね。そうじゃないですか。
〔甲委員〕	そうですね。こちらの協定書の読み込みと若干ずれてるところでございます。申し訳ございませんでした。先方のこともありましたので。早川さんに連絡差し上げて、対処したということです。
〔乙委員〕	協定書があるのに遵守していないということですね。そうではありませんか。
〔議長〕	私が発言してよろしいですか。印西市で何かあった時も、他の地区にお願いする場合がありますので。緊急の場合はこういうこともありうる。確かに委員の言うとおりです。まずはこの委員会で受けるかどうかというのを協議してからですけど。緊急を要したので、事後報告になってしまっただけ申し訳ないなと思ったのですが、今後はメールなどを活用しながら、代表である私からみなさんに報告することで了承を得たいと思いますが、よろしいでしょうか。
〔乙委員〕	八千代市から申出があったのは、いつですか。
〔事務局〕	5月の下旬に可燃ごみ処理施設の故障のお話でしたが、その時に八千代市からは、処理依頼のお話はありませんでした。船橋市にお願いするというので、組合の年末の火災時の船橋市への依頼について伺いたいとのことでした。その後、船橋市の受入れに関し日量と総量に上限が設けてあり、処理しきれない分の処理をお願いしたいという連絡がありましたが、その時も処理期間と処理量の話はありませんでした。
〔議長〕	この話については、乙委員の言うとおり、ちゃんと協定書に則ってやる必要がありますが、緊急要請ということで、今日の会議までに、代表である私も話を聞いておきまして、また何名かの委員には、メールでお知らせしておりますので、今後は住民側委員に早く周知できるようにしていきたいと思います。また、私も組合側とも更に連携を深めながらやっていければと思います。

6 議 事

議題（1）【印西グリーンセンター操業状況について】

令和7年度第1回印西グリーンセンター環境委員会と書いてある冊子の4ページをごらんください。

報告事項、操業状況及び公害防止協定等に基づく環境測定結果についてご報告いたします。

表―1) 令和6年度月別ごみ搬入量及び焼却量等の操業状況

令和6年4月から令和7年1月までは報告済みとなっておりますので、今回報告するのは網かけとなっている2月分から、ご報告いたします。

なお、事前に資料としてお渡ししてあることから、細かい数値の読み上げは行わず、令和6年度の合計値と前年比をご報告させていただきます。

令和6年度のごみ搬入量合計は46,836トン、前年度と比較しますと761トン、約1.60%の減、うち事業系合計は13,284トン、前年度と比較しますと131トン、約0.98%の減となっております。

ごみ焼却量合計は42,347トン、前年度と比較しますと2,977トン、約6.6%の減となっております。

続きまして、5ページをご覧ください。令和7年4月、5月分の操業状況をご報告いたします。

令和7年度月別ごみ搬入量及び焼却量等の操業状況です。令和7年4月、5月のごみ搬入量合計は8,993トン、前年同期と比較しますと429トン、約5.01%の増、うち事業系合計は2,197トン、前年同期と比較しますと66トン、約2.9%の減となっています。

ごみ焼却量合計は7,366トン、前年同期と比較しますと51トン、約0.69%の減となっています。

表-2) ①排出ガス測定

続いて、環境測定結果をご報告いたします。8ページをご覧ください。表―2①、排出ガス測定は、3号炉で令和7年1月21日に測定を行い、その結果は全て協定値、水銀に関しては規制値の範囲内でした。

表-2) ②排出ガス測定(ダイオキシン類)

こちらは、3号炉で令和7年1月28日に測定を行い、その結果は規制値、協定値の範囲内でした。

表―3) 騒音・振動測定

既に資料として報告済みですが、その結果は全て規制値、協定値の範囲内でありました。19ページに当日の気象状況、20ページにそれぞれの測定位置を記載してございます。

表-4) 悪臭物質測定

既に資料として報告済みですが、その結果は全て規制値、協定値の範囲内でありました。19ページに当日の気象状況、20ページにそれぞれの測定位置を記載してございます。

表-5) 臭気濃度測定

既に資料として報告済みですが、その結果は全て規制値、協定値の範囲内でありました。19ページに当日の気象状況、20ページにそれぞれの測定位置を記載してござ

います。

表-6) 処理水の水質測定

協定書第6条、第8条の規定により、健康被害の生ずる恐れのある10項目を年1回測定するものです。既に資料として報告済みであります。その結果は、ダイオキシン類を除いた9項目は全て定量下限値未満、ダイオキシン類は0.0026となっております。

表-7) 排ガス中の重金属測定(調査測定)

既に資料として報告済みであります。測定結果としましては、ヒ素とクロムを除いた7項目は定量下限値未満となっております。

表-8) ごみ質分析(調査測定)

令和7年1月30日の測定につきましては、紙類25.7%、厨芥類12.0%、布類11.8%、草木類18.4%、プラスチック類21.7%、ゴム類4.0%、金属類2.0%、ガラス類0.3%、瀬戸物、砂、石0.0%、その他4.1%、水分40.9%、見掛け比重0.127キログラムパーリットル、低位発熱量2,554キロカロリーパーキログラムでございました。

令和7年4月24日の測定につきましては、紙類32.9%、厨芥類5.4%、布類15.4%、草木類10.5%、プラスチック類23.6%、ゴム類4.8%、金属類1.5%、ガラス類0.0%、瀬戸物、砂、石0.1%、その他5.8%、水分43.9%、見掛け比重0.153キログラムパーリットル、低位発熱量2,490キロカロリーパーキログラムでございました。

まとめ

極めて簡単ではありますが、測定結果を一言で記載しました。令和7年2月～5月の操業状況の報告として、各種測定結果について規制値、協定値及び目標値以内で問題はありませんでした。

【搬入車両数と搬出車両数】

(令和6年度の搬入車両数と搬出車両数)

未報告の2か月分を網掛けで明示してありますが、令和6年度分を報告します。

令和6年度の搬入車両の合計が37,027台で、前年度との比較では1,155台、3.02%の減となっております。

搬出車両の合計は1,967台で、前年同時期との比較では、199台、9.19%の減となっております。

(令和7年4月、5月分の搬入車両数と搬出車両数)

令和7年4月、5月の搬入車両の合計が5,857台で、前年度との比較では851台、12.69%の減となっております。

搬出車両の合計は282台で、前年同時期との比較では、95台減、約25.20%の減となっております。

【印西クリーンセンター放射性物質に関する報告について】

焼却灰の放射性セシウムの測定結果は、直近の5月で、飛灰が200ベクレル、主灰は52ベクレルでした。25ページの排ガス中の放射性セシウムの測定は、月に1回行って

おり、これまで検出されたことはありません。

続いて、26ページ、27ページになります。空間線量の推移について、印西クリーンセンターの敷地内と敷地境界、計9地点で週1回測定しており、そのうち第1地点、第2地点、第3地点、第4地点、第6地点の5地点は、指定廃棄物の一時保管場所の近くと、クリーンセンター敷地境界の東西南北（四隅）に相当する地点ということで、当該各箇所の月平均値を載せています。直近5月の測定平均で一番高いのは、第1地点で0.076マイクロシーベルトでした。グラフの中央部分で平成30年分の横ばい部分については記入を割愛しています。

最後に28ページになります。焼却灰の処理状況については、放射性物質の測定結果より基準値8,000ベクレル以下を確認し、印西地区一般廃棄物最終処分場へ埋め立て処理をしています。令和6年度及び令和7年度5月末現在の搬出先及び処理量については記載のとおりでございます。また、当初発生した基準値を超えた指定廃棄物は、一時保管を継続しています。令和6年度の印西地区一般廃棄物最終処分場の現況ですが埋立率が30%という状況です。

報告は以上です。

議題（2）【白煙防止装置の運用停止の継続について】

白煙防止装置の運用停止の継続につきまして、印西グリーンセンターでは、ごみの焼却から発生する蒸気を、場内発電、温水センター、熱供給事業地域冷暖房に有効活用しておりますが、場内で利用している蒸気の中には、排ガスを再度加熱する設備、白煙防止装置にも利用していました。煙突からの排出する白煙は、焼却炉内および排ガス処理装置で利用した水分が煙突出口部分で冷やされ水蒸気になり、寒い冬には良く見える現象で、環境への影響はありません。白煙防止装置は煙突出口部分で白く煙のような見え方を抑制するための設備です。しかし印西グリーンセンターでは、エネルギー有効利用の面から白煙防止装置で利用している蒸気を場内発電や熱供給事業に、より多く利用することを目的とし、白煙防止装置の運用を現在停止しております。白煙防止装置を停止した場合の蒸気の節約量につきましては、毎年約6,000tから7,000tの蒸気を節約し、発電や地域冷暖房に有効活用しております。これらのことから、令和7年7月から令和8年6月末までの一年間、白煙防止装置の運用停止を了承していただきたく、環境委員会に諮ります。

【質疑応答】

〔議 長〕	説明が終わりました。質疑はありますか。住民側委員の方も、たまに煙突から白い煙が出ていて、もし皆さんの町内会等に不審に思う方がいたら、無害だということでこの説明をしてあげて下さい。よろしくお願いします。
〔乙委員〕	問題があるかないかということではなくて、同意されているかどうかというところを確認してください。
〔議 長〕	環境委員会に諮りたいということですが、住民側委員の皆さんは、了承していただけますでしょうか。
〔乙委員〕	了解の声、多数。

〔議 長〕	無言だと理解しているか分からないので、皆さん声を出してください。 では、次に行きます。
-------	--

議題（４）【次期中間処理施設整備事業の進捗状況について】

次期中間処理施設の進捗状況について説明させていただきます。

次期中間処理施設の整備事業の建設予定地の決定の経緯から、ご説明をいたします。

平成２３年度に、次期中間処理施設の当初計画において、千葉ニュータウン９住区、に建設予定地として一度決定をしましたが、平成２４年度に白紙撤回の申し入れを受けて、翌年の２月に次期中間処理施設整備事業用地検討委員会が設置され、平成２５年度に改めて次期中間処理施設用地の公募をしまして、６か所から応募がございました。

平成２６年度に、建設候補地選定会議が開かれ、平成２７年３月に建設候補地として選定され吉田区と組合によりまして、候補地や役割などを確認した次期中間処理施設整備事業の施行に関する基本協定を締結しております。

平成２７年度に施設整備の基本計画、地元対策の検討を行うため、学識経験者、印西地区の住民等で構成する検討委員会を組織し翌年３月に答申書をまとめ、組合に提出していただいております。

平成２８年度ですが、提出していた答申に基づき、施設整備の基本計画、また、地域振興策の基本構想の策定を行い、６月から次期中間処理施設の整備を推進するに当たり、整備協定の協議に着手し、平成２９年３月に協議が整い、整備協定を吉田区と締結しております。

平成２９年度につきましては、次期中間処理施設整備事業の整備基本計画の追加策定を行うとともに、排熱エネルギーを活用する多目的な複合施設を位置づけた地域振興策基本計画を策定し、さらにはアクセス道路の設計、測量業務に着手しております。

平成３０年度については、次期中間処理施設の用地取得が完了いたしまして、吉田区と次期中間処理施設整備事業の施行に関する整備協定書に係る覚書を締結いたしました。

令和元年度ですが、次期中間処理施設整備事業総合支援業務として、施設整備事業基本設計、建設工事発注支援、環境影響評価業務に着手しております。これにつきましては令和５年度に完了しております。

また、地域振興策基本計画第１回変更の策定をしております。

令和２年度ですが、開発に伴いますインフラ整備としまして、印西市水道課と基本協定を締結しております。

アクセス道路ですが、令和２から３年の２か年で道路線形の見直しや延伸部の設計及び軟弱地盤解析業務をしております。

次期施設建設予定地の埋蔵文化財調査ですが、令和２年度の報告書作成により業務完了しております。

令和３年度につきましては、インフラであります水道の一部整備を実施しております。

環境影響評価については、概要書の公告縦覧及び方法書の公告・縦覧を実施しております。

令和４年度につきましては、水道インフラの整備や次期中間処理施設の要求水準書及び

実施方針等の作成及び公表を行っております。

令和5年度といたしまして、次期中間処理施設の整備運営事業に係る入札公告及び募集要項の公表を行い、次期中間処理施設整備運営事業者選定委員会において、事業者提案について最優秀提案者を選定し、工事価格等を含めた総合評価方式により、落札者を決定し、2月に議会承認を得て本契約を締結しております。

環境影響評価につきましては、県の準備書の審査を経て、準備書の公告縦覧及び説明会を実施しております。

また、アクセス道路について用地取得の難航に伴う、修正設計を進めるとともに、工事用仮設道路の詳細設計につきましても、部分完了しております。

令和6年度につきましては、施設整備用の仮設道路の埋蔵文化財の調査を行い、その後、工事を進め工事完了いたしました。また、アクセス道路につきましては、一部区間において、載荷盛土による軟弱地盤対策工事に着手いたしました。次期中間処理施設整備事業につきましては、8月に安全祈願祭を行いその後、造成工事に着手しております。

以上がこれまでの、経緯の説明となります

令和7年度の次期中間処理施設整備事業の進捗状況となっております。6月28日時点の進捗となっております。

1番の施設整備についてでございますが、関係機関との協議については、継続し進めています。

次期中間処理施設につきましては、令和6年2月に契約締結し、その後次期施設用地の掘下げ工事を行い、現在、施設の基礎杭の施工を進めています。

環境影響評価としまして、施設の工事中の騒音・振動等の調査として、令和10年3月まで実施する予定で進めています。

2番のアクセス道路としましては、軟弱地盤対策工事としまして、昨日、契約締結について、議会の承認を頂きましたので、今後工事に着手いたします。

次に3番と標記するところを4番と標記してしまっており、申しわけございません。4番の地域振興策としましては、現在、基本設計業務委託の発注準備を進めており、8月位の契約を予定しています。

5番の水道事業については、印西市と負担金契約を締結し、実施設計及び工事を進めて頂いています。

6番の下水道事業につきましても、印西市と負担金契約を締結しまして、実施設計業務を進めて頂いています。

7番の用地管理業務としまして、地域振興策事業用地の草刈り業務で、6月に第1回の草刈り業務が完了しています。

次に、進捗状況の説明としまして、令和7年度次期中間処理施設整備事業のスケジュールをご覧ください。

令和7年度次期中間処理施設の進捗状況を工程表にまとめたものとなっております。事業の説明等については、先程の説明と重複しますので、割愛させていただきます。

説明としては以上です。

【質疑応答】

〔議 長〕	質問はありますか。
〔乙委員〕	35ページの、1.施設整備についてという所の上の方から3つめの中黒で仮称印西クリーンセンター次期中間処理施設運営維持管理業務と記載されていますが、どのような業務でしょうか。
〔甲委員〕	これは、施設が令和10年から稼働する予定となっていますが、運営維持管理業務ということで、契約の方をさせていただいております。
〔乙委員〕	今現在、出来ていないものについて、維持管理業務を委託するということですか。
〔甲委員〕	この業務については、DBO方式を採用しておりまして、設計から建築、建設、その後の運転、運営を含めた一括方式による発注で進めさせていただいています。
〔乙委員〕	これは、今、発注する必要があるのですか。実際、対象となる施設が何もないわけでしょう。そうではないですか。
〔甲委員〕	新施設については、先程も説明させていただきましたが、設計から施工、その後の運営ということで、セットでの入札で優位性がある内容で発注のほうをさせていただいております。
〔乙委員〕	この分は、お金も払い込むわけですか。
〔甲委員〕	運営費については、施設ができた後、契約に基づいて支払う流れとなっています。
〔乙委員〕	物があつたら、それを管理するというのはわかりますが、まだ物ができていない状況で、この契約によりお金を払い込まないのか払い込むのかどちらでしょうか。
〔甲委員〕	運営費については、令和10年からの支払いという契約内容となっています。
〔乙委員〕	あくまでも契約を結んだというだけだということですか。
〔甲委員〕	そのような契約となっております。
〔議 長〕	他に質問はありますか。
〔乙委員〕	先程、見学の際に次期施設の処理能力は、現施設の半分強位と聞いたのですが、今のごみの状況からみて、移転後にそこで全部カバーできるという見通しになっているのですか。
〔甲委員〕	新しい施設については、ごみ処理基本計画のごみ量に基づいて、計画させていただいております。新しい施設については、日量156tのゴミを処理するというので計画させていただいております。
〔乙委員〕	今の見通しから見て、それで大丈夫なのか知りたいのですが。
〔甲委員〕	ゴミ処理基本計画上では、処理できる内容となっております。
〔乙委員〕	先程の工場見学の際の説明でも、まあ確かにごみ量は減ってきているとは思いますが、その減り方で、稼働した時に処理できる見通しなのでしょうか。
〔甲委員〕	処理できる見通しとなっております。
〔乙委員〕	わかりました。
〔議 長〕	確かにこれは、素朴な疑問だと思います。我々としてもごみの減量に気をつけなければいけませんね。

[議 長]	他にございますか。 では、次は、自治会側の質問事項の回答に入りますが、ここで5分程度、休憩を入れます。 11時に開始します。
-------	--

議題（５）【自治会からの質問事項の回答について】

自治会側からの質問事項についての回答をお願いします。

質問につきましては、6月15日に出席された方には、自治会側から出される質問は、一応、目を通してとお願いしましたが、欠席された方は今日初めて目を通すのですが、時間の都合上、質問は読み上げませんので、回答のみ組合の方から説明していただきます。よろしくお願いします。

質問１．前回（第4回環境委員会）の質問に対する組合の回答について

(1) 国は、海に漂うマイクロプラスチックを削減するため昨年度「マイクロプラスチック資源循環法」を立ち上げました。その目的は、従来資源化していた「容器包装プラスチック」に加え、従来燃えるゴミ袋に入れていた資源化可能プラスチックを令和10年度までに70%削減するとして、今年の10月から分別し「容器包装プラスチック」の袋に入れて回収することになりました。そのため印西市と白井市は、今年の4月から住民に対する説明会を開催すると発表しました。

今年の5月16日、小生も出席した印西市の「第1回クリーンアドバイザー会議」で市の職員の発言で、「今年の4月から説明すれば、市民が勘違いし、早めに再資源化プラスチックを出すかもしれないので、10月に近い時に説明したい」と修正しました。

いつから説明会を始めますか。

説明会はどんな形でやりますか。

説明会は誰を対象にしますか。一般市民ですか。町内会、自治会の役員ですか。クリーンメイトですか。

(2) 前回の環境委員会の組合の回答では、「回収した廃プラスチックは、法律に基づき、再商品化することになりますが、組合としては、廃プラスチックを原材料とするか燃料とするか、まだ分かっていません」と回答されました。

① 令和7年10月から廃プラスチックの回収を始めますが、再商品化はいつから始めますか。

② 何に再商品化しますか。

【回 答】

印西市の会議についての回答になりますので、印西市からの回答を掲載します。

印西市の回答

(1)

① 製品プラスチックの資源回収に関する説明会の開催予定はありません。

② 印西市では、ご要望のありました自治会等の団体を対象に、ごみ減量化等説明会を行っておりますので、その中で対応していく予定です。

③ 市民への情報発信としましては、9月に印西地区環境整備事業組合よりチラシの全戸配布を

行い、10月以降には市ホームページなどでもより詳細に情報発信していく予定です。

(2)

① 令和7年10月から製品プラスチックの回収を始めますが、当組合から排出された製品プラスチックを含む容器包装プラスチックの再商品化の時期については、落札事業者のプラスチック製品の生産の際の材料の使用状況によるところになります。

② 再商品化されるものについても、落札事業者によって、直接プラスチック製品にリサイクルされるか、リサイクル品の原料として使いやすいように加工(ペレット)されるか、機械等を動かすための燃料等に利用されることもあり、落札事業者次第ということになります。

令和7年後期の落札事業者につきましては、プラスチック製のパレットや再生プラスチック製品の原料を製造する事業者が落札しています。

【質疑応答】

〔議 長〕	質疑はございますか。
〔乙委員〕	今年の10月から。回収するプラスチックですが、今まで容器包装プラスチックを黄色い袋に入れていましたが、さらにそれに製品プラスチックを入れると、国の方針に基づいて実施するわけですが、増えたプラスチック、従来のプラスチックを含めてかもしれませんが、これがどのように商品化されるかという質問をしましたが、今の回答では、回収したプラスチックをどうするかは、落札した業者が決めると。クリーンセンターや市は、関与しないということと理解しました。 こういう理解でよろしいでしょうか。
〔甲委員〕	リサイクルの商品化につきましては。落札する事業者の都合によることと思います。うちの方からは、商品化に関しての指定等はできません。落札された事業者が自分の事業を営む上で必要な物を落札するという形になります。
〔乙委員〕	この地域では。佐久間さんという業者ですけど、そこがプラスチックを回収して、それを容器包装プラスチック協会というところに渡して。その協会が、それを利用する業者を探して、そこが落札すると聞いたことがあるのですが、その流れというのは。今回も10月以降も変わらないと理解してよろしいでしょうか。
〔甲委員〕	おっしゃる通りです。容リ協の方で入札業務をいただいています。が、今後についても従来通りとなると確認しています。
〔乙委員〕	了解しました。ただ、私の個人的な見解ですが、容器包装プラスチックも、今後加わる、製品プラスチックもプラスチックであることは変わりません。回答にも書かれていますが、燃料に使われる場合、プラスチックは燃やすとCO ₂ が出ます。これはプラスチックの原料は石油です。ですから石油を燃やしているのと同じです。そうするとCO ₂ がたくさん発生するわけですね。今、問題視されている地球の温暖化に逆行するのではないかと、温暖化防止に逆行するのではないかとと思われるわけです。クリーンセンターとして、そういう用途には使わないでくれということはいえないのでしょうか。いや、多分言えないと思うのですが、本来は今の国の流れ、世界の流れからすると、これを主張するのは当然だと私は思います。

質問 2. 昨年の12月27日(金)に印西クリーンセンターで火災が発生し、1週間後に鎮火しました。発生の原因は、リチウムイオン電池の可能性が高いとのこと。

- ① 発生の原因がリチウムイオン電池であることを確定しましたか。
- ② リチウムイオン電池が火災の原因にならない対策は立てましたか。
- ③ 今回の火災が、市民の資源物の出し方に問題があったとすれば、その対策は。
- ④ 今回の火災で組合の損害はどれくらいになりましたか。

【回 答】

- ① 消防署に確認しましたが、火災の発生原因については、確定されていない状況です。
- ② 不燃ごみの破袋作業で、リチウムイオン電池が混入していないかを重点的に行い、不燃ごみと粗大ごみの処理を外部委託により実施していることと、火災の直接的な原因となる破砕機が稼働していないため、火災のリスクは格段に下がっているものと考えています。
- ③ 今回の火災は、リチウムイオン電池が混入した不燃ごみや粗大ごみを破砕機にかけたことが火災につながったものと想定されます。リチウムイオン電池は、使用されているものによって大きさが変わるため、破袋作業で確認は行っていますが、それをすり抜けてしまったものと思われます。リチウムイオン電池の処分についての啓発は行っていますが、今後も更なる啓発が必要と考えています。
- ④ 今回の火災の影響で次の費用が必要となります。
 - ・ 機器修繕費 832,569,100円
 - 処理する費用については、以下の通りになります。
 - ・ 令和6年度

火災直後の	可燃ごみの処理費	6,924,441円
	粗大ごみ仮置場設置工事	6,435,000円
	不燃ごみ・粗大ごみ処理費	12,533,064円
 - ・ 令和7年度

不燃ごみ	粗大ごみ処理費5月分まで	13,498,481円
------	--------------	-------------

【質疑応答】

[議 長]	質疑はございますか。
[乙委員]	ただいま回答をお聞きしました。すごい損金ですね。8億以上、全部で9億くらいですか。今日の見学会でも見てきましたが、粗大ごみは事故の影響で処理ができないことから、印西クリーンセンターの敷地内にストックしており、そこから民間事業者へ運び、処理しています。いつになれば粗大ゴミが印西クリーンセンターで処理を行うことができるのか。今後、ずっとということはありませんと思いますが、その目途が立っているかどうかお聞きしたいと思います。
[甲委員]	今回、火災にあった部分については、復旧はせず、粗大ごみと不燃ごみは、外部への委託による処理を、次期ごみ処理施設ができるまで行う予定でいます。
[議 長]	よろしいですか。

[乙委員]	わかりました。もう一つ、この件でお聞きしたいのですが、火災になったのは、リチウムイオン電池が原因である可能性が高いとお聞きしていますが、これを排出しているのは、いわゆる我々市民ですよね。リチウムイオン電池というのは、小型家電として、別途、拠点回収をおこなっていますが、今回、不燃ごみに入っていたということですので、リチウムイオン電池が入っているものと分からなかったか、リチウムイオン電池が非常に危険なものだと理解がなく不燃ごみに入れたということで理解してよろしいでしょうか。
[甲委員]	火災の原因については、確定はされていないので、リチウムイオン電池が怪しいのかなということが前提となります。不燃ごみの処理の時に燃えているので、不燃ごみの中に入っていたのであろうと推測されます。まだ確定はしていませんが、そういった理解でいます。日頃も不燃ごみの中に入っている想定で破袋して、よく見て抜き出すようにしています。
[乙委員]	これは、市民の出し方が悪かったということで、小型家電に入れておけばこんなことにならなかったのに。ということで理解してよろしいでしょうか。リチウムイオン電池が小型家電に入っていれば、このような事故は起きなかったという理解でよろしいでしょうか。もう一つ付け加えてみますと、今、リチウムイオン電池の火災事故というのは、海外はわかりませんが、日本全国の各地域で多く発生していると新聞等報道されています。我々の排出している不燃ごみの中にも入っているとした場合、不燃ごみは民間事業者処理委託していますが、そこでも火災が発生する可能性があるという理解でよろしいでしょうか。小型家電で排出すれば火災が起きないということでしょうか。
[甲委員]	小型家電の方に入っていれば、可能性は下がったと思いますが、原因が特定されていないので、断定的には言えないものと思いますが、小型家電に出していただければ、不燃ごみで排出していただかなければ火災が発生した可能性は低いものと思っております。現在は民間事業者への委託により実施していますが、別のところでも当然可能性はありますので、相当念入りに破袋してリチウムイオン電池を除去しています。受入先の工場に伺ったことがあります。印西地区のものは、よく選別しているというお話を伺っています。先方さんも、かなり気をつけて処理をされているようです。
[議 長]	最初に申し上げたように、火災原因が確定されていないので、乙委員がいくら質問しても確固たる回答は出ませんので、この質問は、これで終了にしたいと思います。最初に申し上げましたが、質問は11時50分を目途に行います。終わらない場合は、申し訳ありませんが、直接、組合に問い合わせをお願いします。 3番目の質問に入ります。

質問3. 指定廃棄物の件

(1) 令和6年2月5日に要望書を提出して以降の進捗状況は。

【回 答】

(1) 特に進捗はございません。

【質疑応答】

〔議 長〕	質疑はございますか。
〔乙委員〕	異議なし。
〔議 長〕	次の4番の質問に関して説明お願いいたします。

質問 4.

(1)「報告事項 操業状況及び公害防止協定等に基づく環境測定結果について」の「表-7) 排ガス中の重金属測定(調査測定)」で、測定結果の表の下に、「※カルシウム、銅、亜鉛の測定項目については、令和5年度より実施しないこととなりました。経緯、カルシウム、銅、亜鉛の3項目については、JIS K 0083 (排ガス中の金属分析方法)に規定されていませんでした。2016年3月4日の環境委員会において測定方法についての指摘がありましたがそのまま測定等を継続してきたため、令和4年度第4回の環境委員会で測定等についての協議の結果、削除することになりました。」との注があります。

これは不正確であるので、協定書の記載内容や経緯を確認し、正確な表記に訂正すべきである。過年度の報告書も同様に記載がされているため、正しい表記に変更されたい。

参考として、2009年10月25日に開催された印西クリーンセンター住民説明会の資料(抜粋)と平成22年度実績 排ガス中の重金属測定、ごみ質分析、気象測定結果(表-8,9, 10)(抜粋)を添付します。

への回答で、組合側の資料の提供を約束し、ようやく実行されたのは真摯な態度とは考えられない。

7. 協定書の整理の項目を含めて、明確にわかりやすく整理することは最低限の条件である。矛盾を理解し、速やかに改定すべきであると思われる。

【回 答】

(1) 協定に規定されている「排ガス中の重金属」につきましては、平成19年度に改正が行われ、測定の頻度と測定方法が規定されています。

カルシウム、銅、亜鉛の3項目につきましては、協定で規定されている測定方法で測定できる金属の種類には該当が無かったものの、測定方法である JIS K 0083 で測定できるものとして環境委員会に報告していたものです。

記載につきましては、令和4年度第4回の環境委員会での測定等についての協議の結果、削除することになり、測定結果の表の欄外に、経緯を記載することになったことから次のとおりの記載とさせていただきたいと思えます。

※カルシウム、銅、亜鉛の測定項目については、令和5年度より実施しないこととなりました。

経緯 カルシウム、銅、亜鉛の3項目については、JIS K 0083 (排ガス中の金属分析方法)に規定されていませんでした。平成28年3月4日の環境委員会において測定方法等についての指摘がありましたがそのまま測定結果等の報告を継続してきたため、令

和4年度第4回の環境委員会での協議の結果、削除することになりました。

【質疑応答】

〔議 長〕	説明が終わりました。質疑等は、ございますか。
〔乙委員〕	毎回言っていますが、JIS K 0 0 8 3で測定できると判断しているのが間違っていると何度も指摘していますが、それをなぜ確認しないのですか。
〔議 長〕	組合、いかがでしょうか。
〔甲委員〕	この質問は、やり取りを何回かされておりますが、前回と同じような回答となりますが、今となっては記録がありませんので、なぜそのようになったのか、分からない状況となります。申し訳ありませんが、前回の繰り返しとなります。
〔乙委員〕	なぜ、規定がないものを、規定されている部分を見て、これができるかと判断するのですか。何度も言っていますが、なぜそのことを確認しないのですか。
〔議 長〕	すみません。ちょっと発言させてください。本件につきましては、皆さんの前の前の前の人たちの時代のことであって、調べようが無いのですよね。毎回お互い平行線で、今後、同じ質問がされたとしても、多分平行線をたどるだけですので、ここにも記載がありますが、令和4年度第4回の委員会で、削除するという事になったので、取り上げないということで行きたいのですが、乙委員は、何かおっしゃると思いますが。
〔乙委員〕	そういう発言は知らない発言だと思います。
〔議 長〕	私もこういう発言はしたくないのですが。
〔乙委員〕	ちゃんと組合が確認すればいいわけですよ。
〔議 長〕	確認できないのですよね、もう。
〔乙委員〕	過去の経緯がどうのこうのというのは、私は言っていないです。記載の無いものを見て、どうして、記載してあるものと同じように出来ると判断しているのですか。ということを知っているわけです。
〔議 長〕	今日は、回答は出ませんね。 乙委員から見て何が期待できるという回答というのは、決して出ない訳ではないということですか。
〔乙委員〕	そうです。この記載が間違っていますというのを組合がまず認めるといことです。
〔議 長〕	それができないのですよ。組合さんとしては、自分たちがやったことではないから。
〔乙委員〕	経緯のことは、私は言っていないと、先程から言っているではないですか。
〔議 長〕	組合さんからも意見が出ないので、次に行きましょう。 5番、よろしくお願いします。

質問5. 住宅宿泊事業者(民泊)の件

「a)構成市町は住宅宿泊事業者(民泊)の存在を把握しているか。b)住宅宿泊事業者と宿泊者が排出する廃棄物は家庭ごみではなく、事業系ごみとして適正に排出・回収されているのか」に回答があったが、その後の進捗状況はいかがか。(印西市が2024年4月22日に「民泊サービスお考えの皆様へ」を掲出したことは確認している。)

住宅民泊事業者の表示掲出はされているのか。

【回 答】

- a) 千葉県ホームページ等により把握しております。
- b) 住宅宿泊事業者に対して、事業系ごみとして事業者の責任により処理するよう通知をしております。

表示につきましては、千葉県の所管となりますので、そちらにお問合せください。

千葉県のホームページ「市町村対応（民泊）」としてページを掲載しております。

印西市は民泊について市のホームページに、「民泊サービスをお考えの皆様へ」として、白井市は市ホームページに「住宅宿泊事業（民泊）について」の、ページを掲載しております。

【質疑応答】

〔議 長〕	質疑はございますか。
〔乙委員〕	異議なし。
〔議 長〕	次の6番の質問に関して説明お願いいたします。

質問6. 会議録の作成のさらなる効率化を求めている。

従来と比較すると、改善されているが、さらなる改善策を採用することを要請するものである。改善策としてワード Word の利用を採用しているが、さらなる効率化を希望するものである。

【回 答】

令和5年度までの委託による会議録の作成は、ホームページの掲載まで8週間程度かかっていましたが、令和6年度からは、ワードの文字起こし機能を利用し、5週間程度に短縮しました。

また、諸事情により、遅れての送付もあると思われます。前々会の令和6年度第3回の会議録につきましては、印西クリーンセンターの火災の影響で、遅れての送付になっていました。現在、これが一番早いものと考えております。

しかしながら、更なる効率化を目指し、安価で優秀なソフトの情報があつたときは、教えていただければと思います。

【質疑応答】

〔議 長〕	質疑はございますか。
〔乙委員〕	異議なし。
〔議 長〕	次の7番の質問に関して説明お願いいたします。

質問7. 個人情報の漏洩の件

組合のホームページの「個人情報の漏洩について」(<http://www.inkan-jk.or.jp/creen/R6-0912.iinkai-kozinyouhou-rouei-.html>)は掲出がされなくなった。対応を行ったものは差替えられているが注意書きがなく、不安である。わかりやすく表示していただきたい。

注意書きの対応は年度末までに完了したのでしょうか。会議録の作成が遅いのはいかなる理由か？

【回 答】

組合のホームページの「個人情報の漏洩について」は、組合ホームページのトップページには掲出されていないことを確認しました。

また、注意書きの対応は年度末までに完了しており、組合ホームページの委員会だよりの3) 環境委員会報告と4) 環境委員会開催予定の間に、「※個人情報の漏洩についてのお詫び」を掲載しております。

【質疑応答】

〔議 長〕	質疑はございますか。
〔甲委員〕	異議なし。
〔議 長〕	次の8番の質問に関して説明お願いいたします。

質問8. 次期中間処理施設整備事業の「廃棄物処理施設整備に係る費用対効果分析」を示されたい。

次期中間処理施設整備事業において、厚生省水道環境部環境政策課から平成12年3月に発出された「廃棄物処理施設整備に係る費用対効果分析」が公開されていないと思われるので、示されたい。

2025年6月14日現在、費用対効果は公開されていない。

【回 答】

次期中間処理施設整備事業の費用対効果分析については、次期中間処理施設整備事業の採択時の平成29年度に行っております。

現在、当時の費用対効果分析について、ホームページへの公表に向け、確認作業を進めています。

確認が済みましたら、ホームページへ公開したいと考えています。

【質疑応答】

〔議 長〕	質疑はございますか。
〔乙委員〕	いつになったら公開できるのですか。平成29年度に完成していたら、手元にあるということですね。それをただ出すだけではないですか。
〔甲委員〕	費用対効果分析については、今、並行して千葉県の方にも提出しております。千葉県に提出した中で語句の修正とか言われておりまして、その辺の確認作業が済んだ時点で公表をさせて頂ければというふうに考えております。
〔乙委員〕	言っていることがよくわかりません。語句の修正ですが、平成29年度ですが、今は令和7年です。それって、ずいぶん遅れているという気がするのです。いつ県の方には提出しているのですか。
〔甲委員〕	県には、この事業の基本計画を策定した時ということで、平成29年度に一度、出しておりまして、今回、次期施設の建設に当たりまして、昨年度、乙委員からのホームページへの掲載というような質問があった、ちょうどその頃に、県の方にも提出をしております。あの法改正等に伴う語句の修正等を進めております。
〔乙委員〕	平成29年度の時のものを公開してよければ、公開してください。実際、本当に投資したお金が、あるわけですね、これに対して原因があるか

	どうか、それを見ているわけなので、時間が経ってからこれでしたと言われても困るので、早くして欲しいなと思います。例えば東京都23区清掃一部事務組合では、新しい工場を建てる時にそういうものを全部計算して出していますので、それに比べてずいぶん遅いのではないかなという気がします。だから早急にやり取りして修正が必要だということであれば、修正してもらえないのですが、それは早く提出すべきだと思います。それとスライド条項がありますよね。入札して契約を結んだあと13ヶ月とか、ある程度の時間が経過した後になって、物価とかいろいろなものが変動してしまったとき、価格の修正が出来るというのがあると思うのですよ。それに関して、ここの部分は遡及できないですよね。そういう意味では次期中間処理施設のお金っていうのはどうなっているのか余計わからなくなっている状況なので、みんながわかるように早く出してほしい。そう思います。スライド条項のことにしても、JFEの方から協議とか、申し入れは無いのですか。
[甲委員]	スライド条項につきましては、適切な時期に委員さん方にお知らせしたいと考えております。
[乙委員]	組合の方も千葉県に提出したということですので、催促して、なるべく早く掲出できるように努力してください。
[甲委員]	早く確認作業を進めまして、早急にあげられるよう努力したいと思います。
[議長]	よろしくお願いいたします。9番の質問に関して説明をお願いいたします。

質問9. 協定書の整理について

「印西クリーンセンターの操業及び公害防止に関する協定書」は記載内容を整理して記載すべきと思われる。協定書の全貌がわかるようにすべきである。

今回の会議の資料として協定書が添付されているが、協定の全貌がわかるものではない。

組合の管理者が藤代健吾 印西市長(令和6年8月6日現在)に変わられ、組合の業務等のレクチャーはされたのでしょうか。レクチャーで、環境委員会と協定書に関する部分の資料をいただきたい。に対する回答は真摯さが感じられない。きちんと整理して、説明すべきと思う。

【回答】

現在の内容につきましては、委員の皆様にお配りした協定書が最新のものとなっておりますが、組合ホームページにこれまでの改訂内容について、掲載させて頂きたいと考えています。

また、管理者への環境委員会と協定書に関するレクチャーにつきましては、6月11日に皆様に配布させていただいた資料の印西クリーンセンターの操業及び公害防止に関する協定書、印西クリーンセンター環境委員会細則を使用し、管理者へのレクチャーを行っています。

【質疑応答】

[議長]	説明が終わりました。質疑はございますか。
------	----------------------

[乙委員]	異議なし。
[議 長]	よろしいですか。次の１０番の質問に関して説明をお願いいたします。

質問１０ 令和６年１２月２７日の火災に関して

- (１) 組合のホームページの「緊急時対応マニュアル（平成２７年９月）」に基づく詳細な状況説明をお願いしたい。
- (２) 火災による影響と対応状況はいかがか。
- (３) 消防署の見解はでたのでしょうか。

【回 答】

- (１) 令和７年３月１日の令和６年度第４回印西クリーンセンター環境委員会において報告させていただいたとおり、火災発生当日の状況につきましては、火災発生後、消防署に通報を行った後、消防署による消火活動が行われ、約９時間後の１６時４５分に、鎮火となりました。

当日の対応については、適切に対応したものと認識しております。

- (２) 火災直後は、可燃ごみについて、船橋市、柏市、成田市の協力により処理を行いました。１２月３０日からは可燃ごみの処理施設について被害がほとんど無かったことから、処理を再開しております。不燃ごみ・粗大ごみの処理施設については、甚大な被害のため、県内ごみ処理施設に県を通じて協力要請を行ったところですが、条件に合う県内自治体等が無かったことから民間処理施設を探し、㈱カツタ（ひたちなか市）に処理を委託しており、現在も継続して処理を行っています。
- (３) 消防署からの火災の原因に関する見解は、まだ出ておりません。

【質疑応答】

[議 長]	はい、説明が終わりました、質疑はございますか。
[乙委員]	(１)の回答で鎮火となりました。と、消防の用語が記載されていますが、そのところの定義を、皆さんにわかりやすく教えていただきたいと思います。鎮火と鎮圧があり、鎮圧というのはそれ以上燃え広がらない状況になった場合だと思いましたが、鎮火で間違いはないですか。
[甲委員]	これにつきましては、先程も申し上げましたように、令和７年３月１日の環境委員会で資料として、お配りさせて頂きました。印西クリーンセンターにおける火災の発生についてという資料に記載させて頂いております。発生の時間につきましては、令和６年１２月２７日、金曜日、午前７時５７分頃、鎮火が令和６年１２月２７日金曜日、午後４時４６分となっておりますので、組合の認識としては、鎮火と認識しております。鎮圧、鎮火については、ここでは明確にお答えすることができないのですが、組合としては鎮火という形での認識であります。
[乙委員]	まだ結果が出てないですが、先程からの説明を聞いているとリチウムイオンバッテリーと言われていると思いますが、リチウムイオンバッテリーが原因であると言われる根拠は何ですか。
[甲委員]	火災の消火の後の現場検証の中で、ある程度燃える原因となっているものを消防の方が集めており、その中に多くの電池がありました。そこではリチウムイオン電池が原因である可能性が高いというようなことで、現場

	の状況の中で、電池が多くあったということが理由であると思われます。
〔乙委員〕	消防の方が言っているのか、それとも。組合さんの方で見て、そういうふうに言っているのか、その辺はどちらですか。
〔甲委員〕	火災現場で消防の方が、多くあるものの中で、電池というものが非常に多くあり、可能性としては高いという言い方をしております。ただ、正式なものではないので、持ち帰って検証をしてということになっております。
〔乙委員〕	質問2に1週間後に鎮火しましたとありますが、質問10の回答と鎮火の時期が違うのですが、どちらが正しいのでしょうか。質問がただしくなかったのでしょうか。質問2です。1週間後と書いてありますが、これは正しくなかったということによろしいのでしょうか。
〔甲委員〕	鎮火の部分の説明になりますが、これにつきましては、先程申し上げているように、令和6年12月27日、金曜日、午後4時46分と、組合では認識をしております。
〔甲委員〕	乙委員の質問で2週間後に鎮火しましたと表現されていたのを、そのまま質問に対する回答に書き写したというところでございます。事実関係につきましては、もちろん、課長がお話した通りです。
〔乙委員〕	これ1週間後って書いてあるのですが。
〔乙委員〕	これは私が直接聞いたわけではなくて新聞で見たものです。
〔甲委員〕	現場としては、9時間後の、その日のうちに鎮火ということです。
〔乙委員〕	(3)の回答で、見解がまだ出ていませんというのは、消防の方で火災報告書を作るということですね。その時は以前、総合のほうに着いたら、あと二ヶ月ぐらい経たないとたぶんどきないですよという話がありました。
〔議 長〕	消防署とのやり取り、進捗はいかがですか。
〔甲委員〕	消防の方には、最近、問い合わせしたところ、まだできていないということでした。
〔議 長〕	引き続き、催促してください。次の11番の質問に関して説明お願いいたします。

質問11

「報告事項 操業状況及び公害防止協定等に基づく環境測定結果について」の表-2) ①排出ガス測定の区分水銀(Hg)の定量下限値がガス状 0.11 粒子状 0.0011 合計 0.11と表示されているのは、いかなる理由か。数字の根拠を示されたい。」という質問に対する回答は、根拠になりうるものではなく、正しい根拠を示されたい。を行ってほしい。

【回 答】

ガス状0.11粒子状0.0011合計0.11と表示されている根拠につきましては、環境省告示第94号「排ガス中の水銀測定法」の第5水銀等の濃度の算出に記載されている、エ.濃度の表示における数値の取扱いによるもので参考値として記載されている数値となります。この定量下限値は、検出された数値によっては変動する場合があります、これまでの定量下限値を平均すると表示の数字となり、環境委員会報告の最低下限値として記載しています。

【質疑応答】

〔議 長〕	説明が終わりました。質疑等はございますか。
〔乙委員〕	今の最後の部分で、これまでの定量下限値の平均を記載していますという所の、これまでのとは、いつからいつまでのことですか。
〔甲委員〕	この部分については、確認して次回、回答させていただきたいと思います。
〔議 長〕	では、次回よろしくお願ひします。もうすぐ50分になってしまうのですが、残りの質問も乙委員からの質問なのですが、残りの質問で、どうしても確認したい質問事項はございますか。
〔乙委員〕	17番の質問で、令和7年度ごみ処理実施計画ですが、作成については4月1日で、4月14日に組合ホームページに掲載となつていますが、県内市町村をある程度見たのですが、4月1日にならずに3月31日とかに掲載されておりました。4月1日から実施するときには計画がなくて仕事をしていることになります。例年、数字を修正しているのを見てみると、もっと早くやるべきではないでしょうか。4月1日までに掲載できるようにすべきではと思います。
〔議 長〕	はい。いかがでしょうか。
〔甲委員〕	この件につきましては、適切に対応したいと思います。
〔議 長〕	よろしくお願ひします。他にはありますか。
〔乙委員〕	20番の質問ですが、データを直近1年と記載されていますが、1年のみではなく全てのデータを掲載すべきと思います。
〔議 長〕	直近1年のみではなく、ホームページへ掲載することは可能でしょうか。
〔甲委員〕	データを確認して、検討させていただきます。
〔議 長〕	全ての質問に対して説明できず、大変申し訳ございません。何か質問があれば直接組合へお願ひします。

〔事務局〕 それでは、以上をもちまして令和7年度第1回環境委員会を閉会いたします。
 本日は、お忙しい中、ありがとうございました。

令和7年 8月18日

議長

甲委員

大野徳強



乙委員